

## 令和7年度 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金交付要綱

令和8年3月10日  
福祉保健部福祉保健課

### (趣旨)

第1条 「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金」(以下「支援金」という。)の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 物価高騰の長期化を受け、公定価格により運営されているため患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの経費負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等に対して、支援金を支給することを通じ、安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を図ることを目的とする。

### (支給の対象)

第3条 支給の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、支援金の申請は同一の施設について一度に限るものとする。

- (1) 別表1に掲げる医療機関、福祉施設等で宮崎県内に所在するもの。
- (2) 令和7年10月1日以前に運営を開始し、申請日又は知事が定める日時点で運営を継続している施設であること。
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までのいずれかにサービス提供等の実績のある事業所であること。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額で算定した額とする。

### (支援金の申請等)

第5条 支援金の申請又は意思確認(以下「申請等」という。)の期間(以下「申請期間」という。)は、知事が別に定める日までとする。

- 2 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請期間内に、知事が別に定める方法により申請書又は意思確認書(以下、「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 3 申請期間内に申請等が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。
- 4 申請書等の不備による振込不能等があり、知事が補正を命じたにもかかわらず申請書等の補正が行われないう等、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(誓約事項)

第6条 知事は、申請者が次の各号の全てに誓約した場合に限り、支援金を支給する。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 申請書等の内容に虚偽が無いこと。
- (3) 後日偽りその他不正の手段により受給したことが発覚した場合は、支援金の返還に応じること。
- (4) 知事が関係書類の指導、調査等を行う際には誠意をもって対応すること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 第2条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(不支給要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、別表2に掲げる者又は支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認めた者に対しては、支援金を支給しない。

(支援金の周知等)

第8条 知事は、支給の要件、申請等の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により、医療機関、福祉施設等への周知に努めるものとする。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、支援金を受給した後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全額返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金を受給する権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査等の協力)

第11条 支援金の支給決定を受けた者は、知事が実施する調査等の求めに応じ、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月10日から施行し、令和7年度の予算に係る「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」から適用する。

別表 1 (第 3 条、第 4 条関係)

施設種別	施設形態	施設区分	基準額
救護施設	救護施設	救護施設	11 千円/1 定員
医療施設等	医療施設	病院・診療所 (3 床以上)	40 千円/1 床
		診療所 (3 床未満) ※歯科含む	100 千円/1 施設
	関係施設	助産所	50 千円/1 施設
		施術所	
		看護師等養成所	
		歯科技工所	44 千円/1 施設
	薬局	32 千円/1 施設	
高齢者施設等	入所系	介護老人福祉施設	9 千円/1 定員
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		養護老人ホーム	
		軽費老人ホーム	
		認知症対応型共同生活介護	
	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅		
	通所系	通所介護	152 千円/1 施設 〔有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム又は経費老人ホームと、通所系事業所が併設又は隣接し、同一建物減算の対象者がいる場合〕 99 千円/1 施設
		地域密着型通所介護	
		通所リハビリテーション	
		認知症対応型通所介護	
	訪問系	訪問介護	68 千円/1 施設 〔特別地域加算対象地域に所在する場合〕 81 千円/1 施設
夜間対応型訪問介護			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			

施設種別	施設形態	施設区分	基準額
高齢者施設等	その他	短期入所生活介護	9 千円／1 定員
		短期入所療養介護	16 千円／1 定員
		小規模多機能型居宅介護	152 千円／1 施設
		看護小規模多機能型居宅介護	
		居宅介護支援	68 千円／1 施設 〔特別地域加算対象地域に所在する場合 81 千円/ 1 施設 同一事業所で福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を一体的に行う場合、福祉用具貸与のみを支援対象とする。〕
		福祉用具貸与	
		特定福祉用具販売	
障害福祉施設等	住居系	障害者支援施設	16 千円／1 定員
		共同生活援助	
		宿泊型自立訓練	
		福祉型障害児入所施設	
		短期入所	
	通所系	生活介護	98 千円／1 施設 〔食事提供加算取得事業所 上記に 67 千円加算〕
		自立訓練	
		就労移行支援	
		就労継続支援 A 型	
		就労継続支援 B 型	
		就労定着支援	
		就労選択支援	
		児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
	訪問系、その他	居宅介護	75 千円／1 施設
		重度訪問介護	
		行動援護	
		同行援護	
重度障害者等包括支援			
自立生活援助			

施設種別	施設形態	施設区分	基準額
障害福祉施設等	訪問系、その他	保育所等訪問支援	75 千円／1 施設
		居宅訪問型児童発達支援	
		計画相談支援	
		地域相談支援	
		障害児相談支援	
一般公衆浴場		燃料使用施設	93 千円／1 施設
		燃料不使用施設	67 千円／1 施設
クリーニング所 (洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)			53 千円／1 施設
理容所 (出張業務のみを行う事業所を除く。)			24 千円／1 施設
美容所 (出張業務のみを行う事業所を除く。)			42 千円／1 施設

施設種別	施設形態	施設区分	基準額
保育所等	通所施設	保育所	0.9 千円/1 定員 (公立の施設及び認可外保育施設は、下記のとおり加算 ・利用定員 20 名以上の施設 100 千円/施設 ・利用定員 5 名以上 19 名以下の施設 50 千円/施設 ・利用定員 5 名未満の施設 25 千円/施設)
		幼稚園	
		認定こども園	
		地域型保育事業等	
		認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を目的とするものを除く。）	

※詳細は別に定める。

※特別地域加算対象地域は以下のとおり

都城市：旧山之口町

延岡市：旧北方町、旧北川町、旧北浦町、島野浦島

日南市：旧鶉戸村、旧酒谷村、大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)、旧北郷町、大島)

小林市：旧須木村

日向市：旧東郷町

串間市：旧本城村、旧都井村、大字奴久見(字赤石、字崩ノ元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小宇戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛ノ槿の地域に限る。)、築島

西都市：旧三財村、旧三納村、旧東米良村の一部

高千穂町：旧田原村、旧岩戸村

綾町、西米良村、木城町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町：全域

別表 2 (第 7 条関係)

- (1) 病院及び歯科・歯科診療所のうち健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号の規定による保険医療機関の指定を受けていないもの若しくは県及び市町村が開設者であるもの
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 2 条第 1 項に規定する助産所でないもの
- (3) 歯科技工所のうち歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 2 条第 3 項の規定によらないもの又は保険医療機関指定のない医療機関のみを取引先とするもの
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づく施術所及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する施術所のうち健康保険法第 87 条第 1 項に規定する療養費の取扱いによる施術を行わない、又は行うことができないもの
- (5) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条第 2 号の規定により指定を受けた助産師養成所、第 21 条第 3 号の規定により指定を受けた看護師養成所、第 22 条第 2 号の規定により指定を受けた准看護師養成所のうち宮崎県私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業補助金交付要綱に定める補助事業者となるもの
- (6) 福祉施設（障害・高齢）のうち、行政当局の指定、届出の無いもの
- (7) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていないもの及び公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく許可を受けているもののうち公衆浴場法施行条例（平成 15 年宮崎県条例第 14 号）第 2 条第 1 号の規定に該当しないもの
- (8) クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 条）第 5 条の 2 の規定に基づく確認を受けていないもの
- (9) クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 条）第 5 条の 2 の規定に基づく確認を受けているもののうち、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うもの
- (10) クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 条）第 5 条第 2 項の規定による届出を行っているもの
- (11) 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 2 の規定及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の規定に基づく確認を受けていないもの
- (12) 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 6 条の 2 ただし書の規定に基づき、理容所以外の場所においてのみ営業を行うもの
- (13) 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 7 条ただし書の規定に基づき、美容所以外の場所においてのみ営業を行うもの
- (14) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園
- (15) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業
- (16) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の届出を行っていない認可外保育施設

